

臨時措置に対する Q&A

Q1:なぜ代替措置(臨時措置)を実施するのですか？

A1: 7月1日からの価格改定の予告に伴い、一時的に需要が増加し、一部の店頭において指定ごみ袋の供給が不安定な状況が発生しているためです。指定ごみ袋が購入できず、ごみが出せなくなる事態を防ぐための緊急措置として実施いたします。

Q2:臨時措置の期間はいつからいつまでですか？

A2: 令和8年6月8日(月)から6月30日(火)までを予定しています。なお、今後のごみ袋の供給状況により、期間の延長が必要な場合は改めてホームページ等でお知らせいたします。

Q3:指定ごみ袋の代わりに、どのような袋が使えますか？

A3: 中身が確認できる透明または半透明(色付きは不可)のプラスチック製・ビニール製の袋が使用できます。

- 大きさ: 概ね 20 リットルから 45 リットルまでのもの。
- 厚さ: 特に制限はありません。
- 特例: 現在お持ちの「資源専用袋」を可燃ごみ用として使用することも可能です。
- 半透明の基準: 現在の可燃用の袋と同程度のもの。(新聞紙等を中に入れて外から文字が読める程度の透明性)

Q4:使ってはいけない袋はありますか？

A4: 以下の袋は収集作業や分別確認に支障が出るため使用できません。

- 黒色など中身の見えない袋、色付きの袋
- 紙袋、段ボール、布袋
- 他自治体の指定ごみ袋
- ごみ袋の口を縛れない袋

Q5:代替の袋でごみを出す場合、気をつけることはありますか？

A5: 収集員がごみの種類を判別できるよう、使用する袋の「両面」に、排出するごみの種類(「可燃」「プラ」「びん」など)をマジック等で大きく明記してください。ごみの種類の記載がない場合は収集されませんので、必ずご記入をお願いいたします。

Q6:他の市町村の指定ごみ袋を使ってもいいですか？

A6: いいえ、お使いいただけません。他自治体の指定ごみ袋は、その市町村内のごみ処理をするためとして製造・販売されているものですので、伊達地方管内での使用はできません。

Q7:ごみの分別ルールや収集日は変わりますか？

A7: ごみの出し方、分別ルール、収集日時に変更はありません。引き続き、当組合の分別基準に基づいて決められた日にお出してください。

Q8:手元に指定ごみ袋がまだありますが、使ってもいいですか？お店で買えた場合はどうすればいいですか？

A8: 管内指定ごみ袋は、臨時措置期間内でも引き続きご使用いただけます。お手元に指定ごみ袋をお持ちの方は、通常通り指定袋をご使用ください。また、指定ごみ袋は例年と同程度の数量を製造しております。一人でも多くの方が必要な分を購入できるよう、必要以上の買いため等の過度な購入はお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。